

憲法週間行事

「キミの裁判所～裁判所をえがこう～」

作品募集

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めて、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくとりくみをしています。

今年の憲法週間では、裁判所の建物をすてきにデザインした作品を募集します。ご応募いただいた作品は、5月8日（火）から31日（木）まで盛岡地方・家庭裁判所内に展示いたしますので、ふるってご応募ください。

詳しくは、裏面の応募要項をご覧ください。

憲法週間行事「キミの裁判所」応募用紙

作品の タイトル				
氏名				
学校名 学年	小学校	年生	年齢	歳
住所	〒			
電話番号	— —			

詳しくは、盛岡地方・家庭裁判所のホームページをご覧ください。

「キミの裁判所」で検索→

応募要項

●応募資格

小学6年生までのお子さん（未就学児の方も応募できます。）

●応募作品

規定の用紙（作品用紙）を使用し、裁判所を自由にデザインしてください。

作品は、お子さん本人がお描きになったもので、未発表のものに限ります。

また、テレビや漫画のキャラクターを使用したものは応募できません。

画材は、色鉛筆、クレヨン、絵の具、マジック、サインペンなど自由です。

●応募方法

表面の応募用紙に、氏名・住所・学年などの必要事項を記入し、作品と一緒に下記あて先まで郵送またはご持参ください。

作品用紙は盛岡地方・家庭裁判所のホームページ内からダウンロードできます。

●応募締切

4月25日（水）午後5時まで

●作品の展示

ご応募いただいた作品は、5月8日（火）から31日（木）まで（土日祝日を除き各日午前9時から午後5時まで）、盛岡地方・家庭裁判所1階玄関ホールに展示します。展示期間中はどなたでもご自由にご覧いただけます。

●その他

展示期間終了後、盛岡地方・家庭裁判所長からのお手紙とともに、ラミネートした作品をお返しします。

応募用紙にご記入いただいた個人情報は、作品の返却の際に使用させていただく以外には使用いたしません。

●応募のあて先・お問い合わせ先

〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番1号

盛岡地方・家庭裁判所事務局総務課

「キミの裁判所」係

電話 019-622-3350(直通)